

## 令和6年度第1回 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時：令和6年8月8日（木）午後3時30分～午後5時00分

場 所：世田谷区役所第二庁舎5階 2・5・2会議室

出席委員：中川委員、三浦委員、竹内委員

事務局：財務部経理課

### 【会議次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況について
  - (2) 委託契約における変動型最低制限価格制度の実施状況について
- 3 議事  
業務委託契約等での随意契約の状況について
- 4 その他
- 5 閉会

### 【会議概要】

- 1 報告事項  
世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況（別紙1参照）及び委託契約における変動型最低制限価格制度の実施状況（別紙2参照）を報告した。
- 2 議事  
業務委託契約等における随意契約の状況について報告し、今後の取組に関する審議を行った。（別紙3参照）

### 議事の内容

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・プロポーザルは参加者を公募しているのか。始めから1者しか参加しない想定で実施していないか。</li><li>・随意契約の種別「複数条件該当」について条件設定自体が恣意的になっていないか。専門の人を雇ったり、企業同士でグループを組んだりすることも可能ななかで、恣意性がないことはどこまで担保されるのか。</li><li>・災害時など緊急時対応で随意契約という場合もあるか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロポーザル実施のガイドラインを策定しており、基本的に複数の事業者が参加する想定で公募をしている。</li><li>・複数条件をすべてクリアし、唯一この業者しか履行できないという証明は難しいが、必要な要員を集めるだけでなく、区内の実情の理解や関係機関との連携体制などの要素も考慮して判断している。今回初めて随意契約を分類したため、分類時点で違和感があるかどうかや、各カテゴリーのなかで具体例を見ただけだと有効な議論になると考える。</li><li>・災害時対応については平素から仕組みがないと動けないため、災害時協力協定を締結して</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・種別「協定等」について、わかりやすい具体例を教えてください。</li><li>・雑誌誌面でのキャンペーンという事例は、災害時協力協定のように事前に協定を締結し、事案が発生した際に随意契約をするものとは性質が異なるのではないか。</li><li>・随意契約の相手方に対する信用調査は行っているのか。談合など不適切な行為があった事業者が契約できないような仕組みはあるのか。</li></ul>	<p>いる。それを実行に移す際に協定に基づいて随意契約をするということはある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・例えば、介護職における人材不足の課題がある中で、官民連携による協定を結び、ネームバリューのある雑誌の誌面で人材確保のためのキャンペーンを組む契約といった事例がある。</li><li>・協定自体が契約ではないかという議論もあるが、協定では金銭的負担ではなく達成すべき政策目的を定め、具体的業務については契約を締結するという点で同一カテゴリーと考えている。この整理が異なるのではないかなどご意見があれば伺いたい。</li><li>・経営状況なども含めた基本的な審査は入札参加資格取得の際に行っているが、必要に応じ個別に調査を行っている。また、不適切行為については指名停止基準によって契約しないこととする仕組みがあり、反社会的組織については警視庁との合意書に基づき対応している。</li></ul>
---	---